

夫婦の事業計画書(素案)

作成年月日:令和〇年〇月〇日

第1条(当事者)

本契約は、以下の当事者間で締結される。

- 氏名:〇〇(以下「甲」という)

- 氏名:〇〇(以下「乙」という)

甲および乙は、将来の結婚生活を円滑に営むため、またそれぞれの権利義務を明確にするため、以下のとおり本計画書を取り交わす。

第2条(財産の帰属)

・財産の所有権は、原則として名義人に帰属するものとし、名義のある者の固有財産とみなす。

・甲および乙が婚姻前または婚姻中に各自の名義で取得した財産は、離婚時の財産分与の対象とはしない。

・共有財産は原則として存在しないものとする。ただし、両者の合意または事実上の共同取得・共同管理が明らかである財産については、例外的に共有財産とみなし、折半して分与するものとする。

第3条(家計管理)

- ・甲乙は、婚姻後の生活費を適切に管理するため、共有の家計口座およびクレジットカードを設ける。
- ・家計口座およびカードの名義は乙(妻)とし、甲は閲覧・確認・編集が可能とする。
- ・甲は、毎月10日までに月額30万円を入金。金額は必要に応じて協議により見直す。
- ・支出は原則として家計口座または家計カードを通じて行う。事業経費は個人口座から行う。
- ・家計内容は月末に限らず都度共有。
- ・老後資金は各自が新NISAで1,800万円の積立・運用を目指す。
- ・教育資金は月額5万円／人を短期支出とし、大学費用は資産運用で対応。
- ・住居は賃貸を基本とし、購入する場合は原則一括購入。
- ・家計管理の運用方法は都度見直し可。

第4条(離婚時の取り決め)

- ・財産分与は第2条に従う。
- ・慰謝料は不貞行為、DV、重大な義務違反等が認められる場合のみ請求可。
- ・離婚後、親権を持つ方の経済的自立が困難な場合、子ども1人あたり月額5万円を目安に生活支援金を支払う。

第5条(秘密保持)

- ・契約内容は、甲乙の同意なく第三者に開示しない。
- ・弁護士、司法書士、裁判所等、正当な理由がある場合は例外とする。

第6条(扶養義務・親族との関わり)

- ・婚姻中の生活保持義務は民法に準ずる。
- ・親族の介護が必要な場合は都度協議。
- ・親族との同居が発生した場合は生活空間・負担・役割等を協議。
- ・介護等の負担は外部サービスを活用して軽減。
- ・夫の母が要介護状態になった場合、夫が単身赴任して介護対応。妻は外注で家事を補う。
- ・乙は自身の信仰に基づき、年1～2回の宗教的イベントへの参加を尊重される。

第7条(出産・育児)

- ・不妊治療は早期開始を前向きに検討。
- ・出産は無痛分娩を基本とし、心身の負担を軽減。
- ・甲は父親教室等に参加し、育児に関する知識と技術を習得。
- ・出産後は里帰りをせず、家事等は外注活用。
- ・新生児期のシフト(授乳・睡眠・排泄・夜間対応等)は妻の考えを尊重し協議のうえ決定。
- ・育児方針として、食事・睡眠・運動を基礎に心身の健康を重視する。

第8条(家事・暮らしの工夫)

- ・出産や育児等に伴うキャリア中断時は早期復職を目指し協力する。
- ・家事・育児・介護の負担は外注活用で軽減。
- ・時短家電を活用して作業効率化。
- ・月1のハウスクリーニングを外注し、住環境を維持。
- ・料理は下ごしらえ済み食材を活用。
- ・月1回「片付け・断捨離の日」を設ける。
- ・日常的な掃除は各自の気分で行う。

第9条(契約の変更)

- 契約変更は甲乙の合意により書面で行う。
- 出産、転職、転居、収入変動などのライフイベントがあれば見直す。

第10条(準拠法および合意管轄裁判所)

- 本契約は日本法に準拠。
- 紛争は〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条(デジタル資産・アカウント管理)

- デジタル資産は名義人に帰属し、分与対象としない。
- 離婚時は共有アカウント・パスワードを削除または移管。
- 離婚後、相手の写真や個人情報をSNSに公開しない。

第12条(相続に関する取り決め)

- ・甲の相続については、母および姉と遺産分配の取り決めが済んでいる。
- ・甲所有のマンションには現在母が居住しており、費用は甲が負担。甲の死亡後も居住継続を認めるかは乙との協議による。
- ・乙の相続については、将来的に兄弟・両親と話し合って整理していく。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各自1通を保有する。

_____年____月____日

甲:署名_____ 印

乙:署名_____ 印